

WTO 非公式閣僚会合（非農産品市場アクセス交渉関連）の概要

平成17年7月
農林水産省

1 日時・場所

平成17年7月12～13日 於：中国・大連市
非農産品市場アクセス交渉に関しては、13日午前に議論

2 出席者

薄(ボウ)中国商務部長（共同議長）、曾(ツアン)香港・工商科技長官（共同議長）、我が国、米国、EU、ブラジル、インド、スイスほか30カ国・地域が参加。我が国からは島村農林水産大臣、中川経済産業大臣、逢沢外務副大臣が出席。

3 概要

7月8日付でヨハンソン議長より配布された状況報告ペーパーに沿って、特に関税削減方式（フォーミュラ）の形、フォーミュラと柔軟性との関係、非譲許品目の取扱いについて議論が行われた。主な議論は以下のとおり。

(1) フォーミュラ

先進国及び一部の途上国が支持するスイス方式とアルゼンチン、ブラジル、インド及びカリブ海諸国が支持する各国の平均関税率を踏まえた方式（ABI方式）との意見の隔たりは解消されず、意見の収斂は見られなかった。

しかしながら、アフリカ諸国を代表してケニアより、先進国向け、途上国向けの2つの係数を用いたスイス方式への支持が示され、スイス方式への支持拡大が見られた。ABI方式を提案しているインドにおいても、パキスタンから提案された先進国、途上国それぞれの平均関税率を基にした係数を用いたスイス方式は検討に値すると述べた。

なお、林水産物に関して、ニュージーランドより、割当やタリフピーク・タリフエスカレーションがある纖維、水産物、林産物等について取り組むために、スイス方式を採用すべきとの主張がなされた。

(2) 非譲許品目の取扱い

非譲許品目については、①全ての品目の譲許、②譲許後にフォーミュラを適用して関税削減を行うこと、③低関税品目への配慮について意見の収斂があった。

(3) 分野別アプローチ

加、米、EUは、クリティカルマスをベースとした分野別アプローチを主張した。一方、バングラデシュは、LDCの関心品目である繊維、水産物等への分野別アプローチは特恵マージンの喪失につながるとして、いかなる分野別アプローチも反対との立場を示した。

(4) 非関税障壁（NTBs）

エジプト、ケニアが、NTBに対する取組の必要性について言及。

4 今後の対応

- フォーミュラに関して、我が国が主張している、先進国も含めた全ての加盟国の特別な事情に配慮すべきとの意見はなかった。なお、林水産物に関し、ニュージーランドから割り当て、タリフピーク、タリフエスカレーションがあるとの指摘があった。
- 林水産物輸入国としての我が国の主張への理解は広がっておらず非常に厳しい情勢と認識。12月の香港閣僚会合へ至るプロセスにおいて、交渉の進展をにらみながら、我が国の主張ができる限り反映されるよう、今後の交渉に臨む。

(参考) WTO大連非公式閣僚会合・議長サマリーの概要 (NAMA 部分)

関税削減方式（フォーミュラ）

- フォーミュラの形態の詳細については異なる見解があった。
- 議論の終盤には、具体的な懸念に応えるような、いくつかの係数を有するスイスフォーミュラの可能性を探ることができるとの示唆がいくつかの国からあった。
- 今後2週間の間に、コンセンサスが最も得られるようなフォーミュラのあり方について引き続き作業を行うことに合意した。
- LDC 及び譲許率の低い国は、フォーミュラの適用除外となるとする7月枠組み合意パラ6及びパラ9を想起した。

非譲許品目の取り扱い

- 以下のようないくつかの指針について、意見の収斂があった。
 - ① 7月枠組み合意パラ8（注：途上国に対して、一定の品目数・金額の非譲許維持を認めるもの）の権利を予断することなく、全品目の譲許を行うこと
 - ② 新たに譲許した品目にフォーミュラを適用すること
 - ③ 低関税非譲許品目を有する加盟国の懸念に応える実際的な解決策を検討すること
 - ④ 関税削減の基準となる値（ベースレート）を決めるための簡単、透明かつ予見可能性のある方法を目指すこと
- ベースレートを決めるための方法として、非線形かさ上げ方式を基礎として作業する。

技術的事項

- 技術的な課題に決着をつけ、夏休み明けに、交渉会合が実質的な議論に集中することができるよう、従価税換算方法及び交渉対象品目について、7月末までに解決を見出すよう作業を行うことに合意した。